

高松市から一般廃棄物処理手数料改定のお知らせです

令和6年4月1日から 一般廃棄物処理手数料を改定します。

市民・事業者の皆様が、直接、本市のごみ処理施設（南部クリーンセンター、西部クリーンセンター）に可燃ごみなどを搬入される場合にご負担いただいております「処理手数料」を、令和6年4月1日から改定します。

処理手数料は、排出者責任、受益者負担の観点から、市民・事業者の皆様にご負担をいただいているものですが、この費用が増加し、現在いただいている処理手数料額との格差が広がっていることから、今回、改定を行いました。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。（消費税率の引き上げに伴う改定を除くと、6年ぶりの改定になります。）



改定後の料金

区分	重さ	改定前	改定後
燃やせるごみ	100kgまでのもの	1,620円	1,700円
	100kgを超えるもの	1,620円に 20kgまでごとに 320円を加算	1,700円に 20kgまでごとに 340円を加算

※南部クリーンセンターに「缶・びん・ペットボトル」として分別し搬入されるものについては、料金の変更はありません。（100kgまでのものは1,200円、100kgを超えるものは20kgまでごとに240円を加算します。）

【お問い合わせ先】

高松市環境局 環境総務課 電話 087-839-2388
 高松市南部クリーンセンター 電話 087-890-2190
 高松市西部クリーンセンター 電話 087-885-2727

